

九重町教育委員会に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書

令和4年度分

令和5年 9月
九重町教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和4年度における九重町教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果について報告します。

令和5年 9月

九重町教育委員会

目次

1. 点検・評価にあたって	p04
2. 令和4年度九重町教育行政基本方針	p05
3. 点検・評価の報告書	
○教育委員会に関する事	p14
○教育振興に関する事	p15
○学校給食に関する事	p16
○学校教育に関する事	p17
○社会教育活動に関する事	p21
○人権・部落差別解消推進教育に関する事	p22
○社会教育（文化・芸術、スポーツ振興）に関する事	p23

1 点検・評価にあたって

(1) はじめに

平成 19 年 6 月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」の改正で、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等（第 26 条）」が規定されたことを根拠に点検及び評価を行った。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 評価の対象

今回実施した評価の対象は、「令和 4 年度九重町教育行政基本方針」に基づき実施された施策のうち 39 項目（教育振興関係 4 項目、学校給食関係 4 項目、学校教育関係 16 項目、社会教育活動関係 6 項目、人権・部落差別解消推進教育関係 4 項目、社会教育【文化・芸術・スポーツ振興】関係 5 項目）59 事業について評価した。

(3) 評価の方法

4 段階評価で判定し、Aは「十分できている」、Bは「できている」、Cは「あまりできていない」、Dは「できていない」とした。

評価においては自己評価を行い、その後、教育に関し学識経験を有する者（2名）の意見を踏まえ、自己評価の見直しを行った。

(4) 自己点検評価結果

1 評価等の結果（小数点第 2 位を四捨五入して処理）

評価	A	B	C	D	計
事業数	41	15	3	0	59
割合	69.5%	25.4%	5.1%	0%	100.0%

(5) まとめ

評価結果については、A評価が 69.5%、B評価が 25.4%となった。C評価の「スポーツ鬼ごっこ」「イングリッシュキャンプ」については、コロナ禍を考慮して実施を見送ったものであり、「ICTの活用」については、支援員の配置が遅れたことによるものである。社会教育活動や文化・芸術・スポーツ振興に関する事業については、事業の開催規模や実施方法等を工夫しながら実施したが、開催回数や参加者の減少という傾向がみられた。今後においても事業の点検・評価に基づき P D C A サイクルを機能させていく必要がある。